

議案第 23 号

財産の無償譲渡について

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

記

- 1 財産の名称 加美小規模作業所兼ふれあいセンター「みどりの家」
- 2 財産の種類 建物、付帯設備及び備品一式
- 3 建物の所在地、構造及び床面積
  - (1)所在地 多可町加美区市原 40 番地 1
  - (2)構 造 木造平屋建
  - (3)床面積 298.83 m<sup>2</sup>
- 4 譲渡先 兵庫県多可郡多可町加美区市原 40 番地 1  
特定非営利活動法人みどり会  
理事長 盛田 義宣
- 5 譲渡日 令和 6 年 4 月 1 日